

居宅介護支援事業者集団指導に関する質問票の回答(平成30年12月17日現在)

No.	質問	回答
1	<p>集団指導資料53ページの「退院・退所加算」の算定について、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合(同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。)とあります。</p> <p>例えば、11月に入院中病院等の職員と面談を行い、調整をして11月末または12月に退院し、サービス利用を開始した場合は調整を行った11月中にサービス利用が無いので、退院・退所加算は算定できないのでしょうか。</p>	<p>退院・退所の月にサービス利用の実績がない場合等給付管理票が作成できない場合は、退院・退所加算のみを算定することはできません。</p> <p>なお、退院・退所日が属する日の翌月末までにサービスが提供されていれば、退院・退所加算は算定可能です。</p> <p>質問の例では、11月末に退院のため、12月にサービスが提供されていれば、退院・退所加算は算定可能です。</p>
2	<p>今回の改正で管理者は主任介護支援専門員となりました。3年間の猶予期間がありますが、3年以内に主任介護支援専門員がいない事業所は、事業をやめる必要があるのですか。また、3年間の根拠は何でしょうか。</p>	<p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(仮称)案について、平成29年12月1日から30日まで厚生労働省のパブリックコメント(意見公募)があり、御意見を募集した取りまとめによるものを引用いたします。</p> <p>厚生労働省の考え方によると「居宅介護支援事業所の管理者を主任ケアマネジャーとする場合の経過措置については、主任ケアマネジャー研修の受講に5年の実務経験が必要であることを踏まえ、5年程度の期間とすべき。」との御意見に対し、「今後、これまでと同様の規模で主任介護支援専門員が養成されれば、3年の経過措置期間内に必要な人数の養成は可能であると見込んでいます。」となっています。</p> <p>なお、経過措置期間を最低でも6年以上とすることの提案が、多くの県等からもあるようです。</p> <p>このように御意見があるようですが、3年間の猶予期間については、省令で決まっており、大里広域市町村圏組合でも国の動向に注目していきたいと考えています。</p>